

## ●商標審査基準たたき台(案) 事務局の考え方及び提案一覧

## 参考資料3-1

| 商標法 | 提案<br>番号 | 頁     | 商標審査基準                 | これまでの指摘事項                                                                                             | 事務局の考え方及び提案                                                            | 備考 |
|-----|----------|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----|
| 第3条 | 1        | P.2,3 | 第3条1項全体                | ・事務局提案(前回資料3-1、3-2参照)                                                                                 | ・新しいタイプの商標に関して、第3条第1項第2号、3号、4号、6号に、同旨の記載があるため、まとめて第3条第1項全体の欄に記載してはどうか。 |    |
|     | 2        | P.6   | 第3条1項柱書                | ・類似群8個以上の運用の明確化                                                                                       | ・商標審査便覧等において運用の明確化を行います。                                               |    |
|     | 3        | P.5   |                        | ・「使用をする商標」について、「法律その他の事由により、出願人等が指定商品又は指定役務に係る業務を行うことが制限されている場合」の記載について、具体例があればわかりやすいのではないかな。         | ・法令上、免許や許可等がなければ業務を行うことができない例を商標審査便覧において明示します。別紙の考え方を参照。               |    |
|     | 4        | P.31  | 第3条第1項第1号              | ・普通名称の略称の記載中、「スマートフォン」の略称が「スマホ」ではないかな。                                                                | ・商品の表示を「スマートフォン」に修正します。                                                |    |
|     | 5        | P.32  |                        | ・「普通に用いられる方法」の記載中、「レタリング」を施してなるとあるが、レタリングはかなりデザイン化されたものの意味合いで認識される事情があることから、ここでレタリングを例として挙げることは適当なのか。 | ・特異なレタリングを施したものが、普通に用いられる方法に該当しない旨明確化します。                              |    |
|     | 6        | P.32  |                        | ・一般的に使用されていない漢字(当て字)で表示するものは、全体として普通名称ではないと捉えるべきではないかな。                                               | ・この例示は、普通に用いられるか否かの観点から記載したものであり、全体として普通名称に当たらないという点は御指摘のとおりです。        |    |
|     | 7        | P.31  |                        | ・商品又は役務の普通名称を単にローマ字又は仮名文字で表示することは、普通に用いられる方法に記載するのではなく、そもそも商品又は役務の普通名称中に記載すべきではないかな。                  | ・ご指摘を踏まえ、商品又は役務の普通名称を単にローマ字又は仮名文字で表示することを普通名称中に記載します。                  |    |
|     | 8        | P.33  | 第3条第1項第2号              | ・慣用商標に関し、すべての弁当について「幕の内」は慣用商標ではないのではないかな。ちんすこうの例も適当ではないのではないかな。                                       | ・御指摘の例示は削除します。                                                         |    |
|     | 9        | P.45  | 第3条第1項第6号<br>・全体       | ・「識別力がない」と「自他商品・役務識別機能が認められない」という記載を使い分けをしているが、同じ意味で使っているなら用語を統一すべきではないかな。                            | ・御指摘を踏まえ、他の箇所も含めて「識別力」に統一します。                                          |    |
|     | 10       | P.45  | 第3条第1項第6号<br>・キャッチフレーズ | ・「商品又は役務の宣伝広告を表示したものとしてのみ認識させる事情」の記載中、「⑤商品の購入又は役務の利用を誘引する記述であること」の記載は必要ないのではないかな。                     | ・御指摘を踏まえ、⑤の記載は削除します。                                                   |    |
|     | 11       | P.47  | ・地模様                   | ・地模様の記載について、地模様かどうかという入口の議論にならないようにすべき。地模様と認識される場合と、それ以上のプラスアルファの部分が認められる場合とで本文、但書と書き分けてはどうか。         | ・御指摘を踏まえ、地模様と認識される場合と、それ以外の部分が認められる場合とを書き分けることとします。                    |    |
|     | 12       | P.51  | 第3条第2項                 | ・「商標の使用」中、「商品又は役務」の記載を「商標について」の記載と平仄を合わせてはどうか。また、「この場合」の表現についても趣旨を明確になものに修正すべき。                       | ・御指摘を踏まえて修正いたします。                                                      |    |
|     | 13       | P.52  |                        | ・2以上の商標を組み合わせて使用している場合の基準が、考慮要素ではなく考察の観点を記載しているのであればその旨が明らかになるような記載にすべきではないかな。                        | ・御指摘を踏まえて修正いたします。                                                      |    |
| 第4条 | 14       | P.56  | 第4条第1項第6号              | ・「公益に関する団体であって営利を目的としないもの」及び「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」の該当例中、英語の略称の取扱いを統一すべき。                           | ・御指摘の該当例に記載している英語の略称を削除し、記載を統一しました。                                    |    |
|     | 15       | P.56  |                        | ・地方自治体と地方公共団体との用語が混在しており、使い方を統一すべき。                                                                   | ・地方自治法の条文例に従い、地方公共団体の用語に統一しました。                                        |    |
|     | 16       | P.57  |                        | ・「著名なもの」の記載中、「著名」の程度について「周知度が必ずしも全国であることを要しない」の表現を工夫すべき。                                              | ・「全国的な需要者の間に認識されていることを要しない」に修正いたします。                                   |    |